

岩手県告示第 718 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 10 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日詰停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字八反田 33 番 2 地先から字大日堂 18 番 3 地先まで	新	m 18.0～13.5	m 236.1
	旧	10.2～7.8	236.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 20 年 10 月 17 日から同年 11 月 17 日まで